

^{第62期} 定時株主総会 招集ご通知

2023年7月1日▶2024年6月30日

日時

2024年9月26日 (木曜日) 午前10時

場所

愛知県春日井市松新町1丁目5番地 ホテルプラザ勝川 2階 さくらの間

株主総会にご出席の株主様への お土産は取りやめさせていただい ております。

目次

招集ご通知1										
株主総会参考書類4										
第1号議案	剰余金処分の件4									
第2号議案	取締役									
	(監査等委員であるものを除く。)									
	5名選任の件									
第3号議案	役員賞与支給の件11									
第4号議案	退任取締役に対し									
	退職慰労金贈呈の件11									
事業報告	12									
連結計算書類…	27									
計算書類	29									
監査報告書	31									

寒 株式会社 三 ツ 知

証券コード:3439

株主各位

愛知県春日井市牛山町1203番地

株式会社 三 ツ 知

代表取締役社長 中村和志

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。 本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第62期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.mitsuchi.co.jp/ir/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年9月25日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1.日時2024年9月26日 (木曜日) 午前10時2.場所愛知県春日井市松新町1丁目5番地
ホテルプラザ勝川2階 さくらの間

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第62期 (2023年7月1日から2024年6月30日まで) 事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第62期 (2023年7月1日から2024年6月30日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 5名選任の件

第3号議案 役員賞与支給の件

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ② ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記①~④の事項を除いております。したがって、当該書面は監査等委員会又は会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。
 - ① 連結株主資本等変動計算書
 - ② 連結注記表
 - ③ 株主資本等変動計算書
 - ④ 個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使

行使期限

2024年9月25日 (水曜日) 午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。 なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

株主総会にご出席いただく場合



株主総会 開催日時

2024年9月26日 (木曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様に還元させていただく所存であります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金 15.0円 総額 75.934,380円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年9月27日

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会におきまして審議がなされましたが、特段指摘すべき点はないとの意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なかむら かず し

1. 中村 和志

再任

(1960年 1 月12日生)

所有する当社の株式数

3.769株

● 略歴、地位及び担当

1978年10月 松下冷機株式会社入社

2006年10月 堀越精機株式会社入社

2007年11月 当社入社

2009年 4 月 Thai Mitchi Corporation Ltd.出向、副社長

2014年 4 月 同社取締役社長

2018年 1 月 当社上席執行役員

2018年9月 当社代表取締役社長(現在に至る)

2020年 9 月 株式会社三ツ知製作所代表取締役社長(現在に至る)

2020年12月 株式会社創世エンジニアリング代表取締役社長

2022年9月 株式会社創世エンジニアリング代表取締役会長(現在に至る)

● 重要な兼職の状況

株式会社三ツ知製作所 代表取締役社長 株式会社創世エンジニアリング 代表取締役会長

● 取締役候補者とした理由

中村和志氏は、長年にわたり工場経営に携わり、当社代表取締役社長及び海外子会社社長として会社経営の経験を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 中村和志氏は株式会社三ツ知製作所の代表取締役であり、同社は当社の子会社であり、当社と同社の間に部品及び製品等の取引関係があります。また、株式会社創世エンジニアリングの代表取締役であり、同社は当社の子会社であり、当社と同社の間に部品及び製品等の取引関係があります。

しももと まもる

2. 下元

守

再任

(1971年 9 月25日生)

所有する当社の株式数

3.111株

● 略歴、地位及び担当

- 1995年 4 月 当社入社
- 2007年4月 株式会社三ツ知部品工業工務課長
- 2012年 4 月 株式会社三ツ知部品工業業務部次長兼製造部次長
- 2014年 1 月 株式会社三ツ知部品工業代表取締役社長
- 2019年 7 月 当社生産管理部長
- 2022年 1 月 当社執行役員生産管理部長
- 2022年 7 月 当社執行役員副工場長
- 2023年9月 当社取締役工場長(現在に至る)

● 取締役候補者とした理由

下元 守氏は、当社及び当社の子会社にて長年にわたり生産管理業務に携わり、また国内子会社社長として会社経営の経験を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 下元 守氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

むらこし やすゆき

3. 村越 康幸

再任

(1961年11月8日生)

所有する当社の株式数

18.209株

● 略歴、地位及び担当

1985年 4 月 当社入社

1998年 4 月 当社品質管理部品質管理課長

2006年 1 月 当社管理部次長兼総務課長

2006年 9 月 当社総務部次長兼総務課長

2012年 9 月 株式会社三ツ知製作所代表取締役社長

2015年 9 月 当社総務部長

2017年 9 月 当社取締役総務部長

2023年10月 当社取締役(現在に至る)

● 取締役候補者とした理由

村越康幸氏は、当社において長年にわたり品質管理及び総務・人事業務に携わり、当社取締役及び国内子会社 社長として会社経営の経験を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いた だくため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 村越康幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

えんどう のぶゆき

4. 遠藤 信幸

新任

(1972年8月8日生)

所有する当社の株式数

一株

● 略歴、地位及び担当

1996年 4 月 株式会社阪村機械製作所入社

2023年2月 当社入社、技術部長

2023年9月 株式会社三ツ知製作所取締役 (現在に至る)

2023年10月 当社執行役員技術部長(現在に至る)

● 取締役候補者とした理由

遠藤 信幸氏は、長年にわたり製造技術に携わり、当社の子会社取締役として会社経営の経験を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 遠藤信幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

澤田 中香

再任 社外 独立 (1977年 5 月13日生)

所有する当社の株式数

一株

● 略歴、地位及び担当

2020年11月 さわゆか経営事務所 代表 (現在に至る)

2020年12月 中小企業診断士登録

2021年 3 月 春日井商工会議所 個別経営相談

2022年 3 月 名古屋商工会議所 個別経営相談

2022年9月 当社取締役(現在に至る)

2023年 4 月 ケイパビルド株式会社 代表取締役 (現在に至る)

●重要な兼職の状況

さわゆか経営事務所 代表 ケイパビルド株式会社 代表取締役

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

澤田由香氏は、中小企業診断士、認定経営コンサルタント、事業継承士等の資格を有し、商工会議所の経営相談等の業務を通し、幅広い見識を有しております。同氏は、当社社外取締役として2年の経験を有しており、公正かつ客観的な立場からの有効な助言を得るべく、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 澤田由香氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数には役員持株会での持分も含めて記載しております。
 - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該議案が原案どおり承認された場合には、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告22ページ「4. 会社役員に関する事項(5)役員等賠償責任保険契約の概要等」に記載のとおりです。なお、当社は当該保険契約を2024年9月に更新しました。
 - 3. 取締役候補者澤田由香氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

(ご参考) 第2号議案をご承認いただいた場合の取締役会の構成

各取締役候補者の知識・経験・能力等を踏まえ、特に期待される項目に●印をつけています。

氏名	地位	企業経営	業界の知見	技術	(ものづくり) 生産・品質	営業・調達	財務会計	法務・CSR	グローバル
中村 和志	代表取締役社長	•	•		•	•	•		•
下元守	取締役	•	•	•	•	•	•		
村越 康幸	取締役	•	•				•	•	
遠藤 信幸	取締役	•	•	•	•				
澤田 由香	取締役	•				•	•	•	
石黒 勝	取締役(監査等委員)	•					•	•	•
東野 繁幸	取締役(監査等委員)	•					•	•	
小川 洋子	取締役(監査等委員)	•					•	•	

[※]上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期の期末時点の取締役(監査等委員であるものを除く。) 4名に対し、当期の業績等を勘案し、業績に連動する賞与として予め定めた算定方法に基づき、役員賞与7,600千円を支給することといたしたいと存じます。

なお、取締役に対する賞与支給については、事業報告21ページの「4.会社役員に関する事項(3)取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針③業績連動役員報酬及び役員賞与の額の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)」に基づいて決定しており、相当であると判断しております。各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役(監査等委員であるものを除く。)を退任されます高木 隆一氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社役員退職慰労金規程に基づき、役位、在籍年数等に応じて支給するものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴					
	2009年9月	当社取締役営業部長				
高木隆一	2019年9月	当社常務取締役				
	2023年9月	当社取締役 (現在に至る)				

以上

事 業 報 告

(2023年7月1日から) 2024年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、国内経済活動が正常化へ向かう一方、原材料価格の高 止まり、中国経済の減速やウクライナ・中東情勢等地政学リスク、インフレ収束に向けた各国 政策、国内外の金融調整を見越した不安定な為替相場など、依然として不安定な状況が続いて おります。

当社グループの主要取引先である自動車部品業界におきましては、半導体供給不足による生産調整が解消しつつも、鋼材、副資材などのコスト上昇が続いている中、中国においては自動車市場の急激な構造変化に伴う日系顧客の減産の影響が続いております。

このような経営環境の中、当社グループでは、経営理念であります「絶えざる技術革新」と「ニーズを先取りした製品」の「スピードある提供」を通じ、お客様の「揺るぎない信頼のもとグローバル企業」を実現するために、中期経営計画「ビジョン2021」の3年目として、対処すべき課題の解消に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は131億47百万円(前年同期比4.7%増)となりました。利益面につきましては、全社を挙げて原価低減活動に取り組んだ結果、営業利益は4億66百万円(前年同期は31百万円の営業損失)、経常利益は6億37百万円(前年同期は1億41百万円の経常利益)、親会社株主に帰属する当期純利益は4億19百万円(前年同期は32百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

〔日本〕

得意先からの受注が増加し、売上高は101億86百万円(前年同期比3.7%増)となりました。利益面につきましても、増収及び原価低減活動と経費削減に取り組んだことにより、営業利益は1億7百万円(前年同期は2億93百万円の営業損失)となりました。

〔米国〕

得意先の受注回復と、為替変動による円安の影響により、売上高は15億30百万円 (前年同期比31.0%増)となりました。利益面につきましても、増収及び原価低減活動 と経費削減に取り組んだことにより、営業利益は5百万円(前年同期は74百万円の営業 損失)となりました。

[タイ]

得意先の受注増加と、為替変動による円安の影響により、売上高は25億1百万円(前年同期比10.7%増)となりました。利益面につきましても、経費削減に努めた結果、営業利益は3億47百万円(前年同期比35.5%増)となりました。

〔中国〕

得意先の生産調整の影響により受注が減少し、売上高は4億11百万円(前年同期比31.5%減)となりました。利益面につきましても、経費削減に努めましたが、固定費を賄い切れず、24百万円の営業損失(前年同期は33百万円の営業利益)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、2億24百万円となりました。その主なものといたしましては、株式会社三ツ知及び株式会社三ツ知製作所における機械装置の増設等であります。

(3) 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため、取引先銀行5行と総額23億円の当座貸越契約を締結しております。

(4) 財産及び損益の状況

区分	第59期 2021年6月期	第60期 2022年6月期	第61期 2023年6月期	第62期 (当連結会計年度) 2024年 6 月期
売 上 高 (千円)	13,783,400	12,448,330	12,555,016	13,147,879
経常利益(千円)	618,670	536,763	141,691	637,596
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	415,920	395,409	△32,241	419,314
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	82.15	78.11	△6.37	82.83
総 資 産 額 (千円)	17,009,418	16,411,098	16,683,132	16,450,835
純 資 産 額(千円)	8,630,478	9,067,473	9,230,907	9,982,288
1株当たり純資産額 (円)	1,704.78	1,791.16	1,823.44	1,971.89

- (注) 1.1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 - 2. 2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第59期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。
 - 3. 2021年6月期は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった前期に比べ受注は回復し、増収増益となりました。
 - 4. 2022年6月期は、得意先の生産調整の影響等により減収減益となりました。
 - 5. 2023年6月期は、得意先の生産調整による受注減少の一方で、為替変動の影響もあり増収となりましたが、原材料・エネルギー価格の高騰等の影響による減益と固定資産の減損等により親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
 - 6. 2024年6月期の状況につきましては、「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
 - 7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第60期の期首から適用しており、第60期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 対処すべき課題

今日の世界経済は、国内経済において持ち直しの動きがあるものの、地政学的緊張の継続から資源価格が高止まりし、原材料をはじめとした価格高騰、インフレ抑制のための金融引き締めによる景気後退懸念など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。自動車部品業界においては、世界的に進む急速なEVシフトの流れの中で、大幅に変化していくニーズへの対応を求められております。

こうした環境変化の中で、当社グループにおいては、以下の項目を重点実施項目として取り組んでまいります。

- ①コーポレートガバナンス体制 経営の効率性と公平性・透明性を維持し、コーポレートガバナンス(企業統治) に積極的 かつ確実に取り組み、持続可能な成長と企業価値の向上に努めます。
- ②既存商権の営業力強化・技術力で圧倒的な優位に立つ 営業・技術の人材強化を実施し、技術営業活動の活発化を図ることによって機動力を底上 げする。国内・海外における自動車部品関連の顧客ニーズを先取り・深掘りし、多様化す る製品にスピード感を持って果敢に挑戦していきます。

③成長戦略

グローバル人材を育成・活用することによって情報収集力を強化して、インドを中心としたグローバルサウス市場への進出を本格化させます。

また発信力の更なる強化で建築土木・水素コネクタの非自動車関連売上比率を伸ばし、成長戦略の柱としていきます。

④効率化

人的資本を高付加価値業務に再配分する為に基幹システムの入替え・統合を中心としたデジタル化・DX化を促進し、間接業務の効率化を図ります。

モノづくりでは国内・海外の生産設備資産を再分配し有効活用することで更なる効率化を 図ります。

⑤ESG経営への取り組み

CN活動を最重要課題として捉え、CN推進チームを設立して組織的に活動していきます。 多様性を認め外国人の積極採用、女性の活躍の推進や個性の尊重など「働きがい」「働き やすさ」と「やりがい」を高め企業全体の価値創造を高めていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し 上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社三ツ知製作所	10,000千円	100.0%	自動車部品、自動車カスタム ファスナーの製造、販売
株式会社三ツ知部品工業	10,000千円	100.0%	自動車部品の製造、販売
株式会社創世エンジニアリング	10,000千円	100.0%	精密機械金型の製造、販売
Thai Mitchi Corporation Ltd.	100,000 ↑ THB	100.0%	自動車部品、自動車用カスタム ファスナー、家電部品の製造、 販売
Mitsuchi Corporation of America	5,037千US\$	100.0%	自動車部品、自動車用カスタム ファスナーの製造、販売
三之知通用零部件(蘇州)有限公司	6,400千US\$	100.0%	自動車部品、自動車用カスタム ファスナーの製造、販売

(注) 当社の出資比率につきましては、間接保有を含む出資比率で記載しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは自動車部品の製造、販売及びその輸出入とこれに関する一切の事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

	:	名 称	ī		所 在 地
本				社	愛知県春日井市牛山町1203番地
関	東	営	業	所	横浜市港北区
広	島	営	業	所	広島市内
九	州	営	業	所	福岡県久留米市

(注) 関東営業所は2023年11月に移設いたしました。

② 子会社

名称	所 在 地
株式会社三ツ知製作所	三重県松阪市
株式会社三ツ知部品工業	愛知県春日井市
株式会社創世エンジニアリング	福岡県久留米市
Thai Mitchi Corporation Ltd.	タイ国パトムタ二県
Mitsuchi Corporation of America	米国テネシー州
三之知通用零部件(蘇州)有限公司	中国江蘇省

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
494名	19名減少

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
 - 2. 上記従業員数には、臨時従業員(パートタイマー・アルバイト及び派遣社員の期中平均雇用人員 145名)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

,	 借	入	先			借	入	金	残	高
株 式 会	社 三	菱 U	= J	銀	行					1,455,495千円
株 式 会	社 商 工	組合	中央	金	庫					709,460千円
株式会	社 三	井 住	友	銀	行					643,278千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

16,000,000株 5,062,292株 (自己株式 241,748株を除く)

(2) 発行済株式の総数

(3) 株主数

878名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
	株	%
名古屋中小企業投資育成株式会社	800,000	15.80
アイシンシロキ株式会社	400,000	7.90
野田 正英	364,340	7.20
箕浦 義彦	210,000	4.15
箕浦 智康	207,400	4.10
箕浦 仁	207,000	4.09
箕浦 信彦	201,900	3.99
池谷 真理子	195,900	3.87
石黒 いづみ	195,900	3.87
小野 実喜子	195,900	3.87

⁽注) 持株比率に関しては、自己株式 (241,748株) を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地	1	立		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表目	取締役	社長	中	村	和	志	株式会社三ツ知製作所 代表取締役社長 株式会社創世エンジニアリング 代表取締役会長
取	締	役	高	木	隆	_	株式会社三ツ知部品工業 代表取締役社長
取	締	役	村	越	康	幸	
取	締	役	下	元		守	工場長
取	締	役	澤	Ш	Ш	香	さわゆか経営事務所 代表 ケイパビルド株式会社 代表取締役
取締役(監査等委員) 石 黒		黒		勝	株式会社三ツ知製作所 監査役 株式会社三ツ知部品工業 監査役 株式会社創世エンジニアリング 監査役		
取締役	(監査等	委員)	東	野	繁	幸	東野繁幸税理士事務所 所長
取締役	(監査等	委員)	小	JII	洋	子	弁護士法人TRUTH&TRUST 代表社員

- (注) 1. 重要な会議への出席や内部監査室との綿密な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、石黒 勝氏を常勤の監査等委員に選定しております。
 - 2. 取締役 澤田由香氏、東野繁幸氏及び小川洋子氏は、社外取締役であります。
 - 3. 当社は、取締役 澤田由香氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。同氏は、中小企業診断士、認定経営コンサルタント、事業継承士等の資格を有し、商工会議所の経営相談等の業務を通し、幅広い見識を有しております。
 - 4. 当社は、取締役 東野繁幸氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。同氏は、税理士として培われた豊富な知識・経験、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 取締役 下元守氏及び取締役 (監査等委員) 小川洋子氏は、2023年9月28日開催の第61期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - 6. 取締役 渡辺圓氏及び取締役(監査等委員) 増田淳氏は、2023年9月28日開催の第61期定時株主 総会終結の時をもって退任いたしました。
 - 7. 責任限定契約の内容の概要
 - 当社は、監査等委員である取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 取締役の報酬等の額

(単位:千円)

区分	古纶人吕	報酬等の総額	報酬等の種	類別の総額
	支給人員 	・	基本報酬	業績連動報酬等
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6名 (1名)	78,535 (1,200)	68,715 (1,200)	9,820 (—)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	20,709 (2,400)	20,709 (2,400)	_ (_)
승 計	10名	99,244	89,424	9,820

- (注) 1. 上記金額には、役員退職慰労引当金繰入額3,712千円(取締役(監査等委員を除く)3,403千円、取締役(監査等委員)309千円、うち子会社との兼務役員のうち子会社が実質的に負担した金額1,425千円)を含めております。
 - 2. 上記金額には、子会社との兼務役員に対する報酬等のうち子会社が実質的に負担した金額を以下のとおり含めております。

兼務取締役(監査等委員を含む)

4名 29,573千円

- 3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第53期定時株主総会において年額240,000千円以内(ただし、使用人兼務役員の使用人分給与及び賞与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は5名です。
- 4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第53期定時株主総会において年額 30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。
- 5. 業績連動報酬の算定については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため国内三ツ知グループの前期純利益を基に、各取締役の前期の業績貢献実績等を考慮し、総合的に金額を決定しております。上記業績連動報酬等の金額には、役員賞与5,870千円を含めております。なお、月例報酬の支給割合は、基本報酬が85%~90%、業績連動報酬が15%~10%となっております。

(3) 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針

当社は2021年1月29日の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針について決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、報酬等の内容の決定方法 及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定 方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬として基礎的役員報酬、業績連動報酬として役員賞与及び業績連動役員報酬により構成し支給する。監督機能を担う社外取締役(監査等委員を除く社外取締役)については、その職務に鑑み基礎的役員報酬のみとする。

②固定報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の基礎的役員報酬は月例支給とし、役位、職責に応じて他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動役員報酬及び役員賞与の額の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期又は 条件の決定に関する方針を含む)

業績連動役員報酬は、月例支給とし、国内三ツ知グループの常勤役員を対象とし、国内三ツ知グループの前期純利益を基に総合的に勘案し算出された金額を、各取締役の前期の業績貢献実績等を考慮して決定するものとする。

役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、対象期間の国内三ツ知グループの当期純利益を基に総合的に勘案し算出された額を、賞与として毎年9月株主総会後に支給する。

④基礎的役員報酬の額及び業績連動役員報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合 の決定に関する方針

業務執行取締役の個人別基礎的役員報酬と業績連動役員報酬等については上位の役位ほど 業績連動役員報酬の配分ウエイトが高まる構成とし、前期の業績貢献実績等を勘案し、支給 の有無を決定する都度、割合については代表取締役社長が決定する。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長中村和志にその具体的内容について委任することとしております。その権限の内容は、各取締役の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況	
社外取締役	澤田由香	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に中小企業診断士としての豊富な経験と幅広い知見からの発言を適宜行っております。	
東野繁幸		当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての豊富な経験と幅広い知見からの発言を適宜行っております。	
(監査等委員)	小川洋子	社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い知見からの発言を適宜行っております。	

(5) 役員等賠償責任保険契約の概要等

①被保険者の範囲

当社及び当社子会社の役員

②保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当社ではこの保険料を全額会社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

31.500千円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31,500千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」 を踏まえ、監査内容、業務遂行状況、報酬見積りの算出根拠及び同業他社水準等を確認し、 検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っておりま す。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社でありますThai Mitchi Corporation Ltd.及びMitsuchi Corporation of America並びに三之知通用零部件(蘇州)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人等による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として当社が取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置が求められた場合は、必要に応じて職務を補助する使用人を置くこととする。
 - ② その場合、当該使用人の任命、異動は監査等委員会の同意を得て実施し、当該使用人に対する指揮命令、人事考課は監査等委員が行う。
- (2) 前号の取締役及び使用人の当社の取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する 事項

監査等委員会はその職務を補助するため任命された使用人に対し、必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとする。

- (3) 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - ① 常勤監査等委員は、取締役会以外に、経営会議やグループにまたがる重要な会議等への 出席を通じて、当社及び子会社に関する業務の執行状況の報告を受ける。
 - ② 当社グループの役職員は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、当社又は子会社に経営上重大な影響を及ぼす恐れのある事象やその他著しい被害を及ぼす恐れがある事象が発生した場合には、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - ③ 内部監査部門である社長直属の内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社及び子会社に対する内部監査を行い、その結果を定期的に監査等委員会に報告する。
 - ④ 内部通報制度の担当部署は、内部通報の状況について定期的に監査等委員会に報告する。

(4) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない ことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に 周知徹底している。

(5) 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。) について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求があった場合は、当該請求に係る費用等が職務執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

- (6) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査等委員会は、代表取締役と定期会合を持ち、相互の意見交換を行う。
 - ② 監査等委員会は、内部監査室との連携及び情報交換を行う。
 - ③ 監査等委員会は、会計監査人との情報交換を通じて、連携を図る。
- (7) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
 - ① 当社は、当社グループ役職員の行動・判断基準とするべく経営理念、コンプライアンスガイドラインを定めるとともに、配付や研修を実施し、意思統一を図り、関係法令を遵守し、社会に適合した行動をするための指針とする。
 - ② 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実の当社グループ内通報システムである内部通報制度の適正な運用を図る。
 - ③ 内部監査室は、当社及び子会社に対する内部監査を行う。
 - ④ 監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務の執行状況を監査する。
- (8) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存は、文書又は電磁的媒体によって行い、文書管理 規程に基づき、文書の種類により5年、10年、永久の保存期間を定め、必要に応じて 随時閲覧できるように保存・管理する。
 - ② 開示情報が発生した場合には管理統括責任者は内容を精査し、適時適切に開示する。

(9) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理に関する事項は、リスク管理規程に規定しており、必要に応じて社長をトップとする対策本部を設置して、対応方針を決定する。また、日常業務で発生する可能性のあるリスクに関しては、各社員が上長へ報告し、各業務責任者が適切なリスク管理を行いリスク回避に努める。
- ② リスク管理の対応状況については、内部監査室が監査する。

(10) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、中長期の経営課題及び方針の下でグループの年度計画・予算を策定し、当社グループの意思統一を図るとともに、資金・要員等の経営資源を効率的に配分する。
- ② 当社は、職務執行を迅速かつ実効性のあるものとするために、業務分掌規程、職務権限規程により責任・権限を明確にして意思決定を迅速化するとともに、当社に準じた責任・権限体制を構築させる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、三ツ知グループの経営理念及び 行動指針に基づき、社内ホームページや社内掲示板等を用いて、経営理念の浸透や法令順守へ の向上を図る取り組みを行っている他、有効な内部通報体制の整備や、監査等委員会及び内部 監査室による監査によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めておりま す。

⁽注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位:千円)

` *	→ 7	2 E	(単位・1円)
<u>資産</u>	·		D 部
項 目	金 額	□ 項 目 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	金 4,698,93 1
流動資産	10,474,216	流 期 貝 頃 支払手形及び買掛金	4,090,931 885,092
現金及び預金	4,508,545		928,715
受取手形及び売掛金	2,007,929		1,400,000
電子記録債権	731,540	1年内償還予定の社債	50,000
商品及び製品	1,238,939	1年内返済予定の長期借入金	605,124
性 掛 品	593,069	リース債務	40,411
' -		未 払 法 人 税 等	165,138
原材料及び貯蔵品	1,149,651	賞 与 引 当 金	3,825
その他	244,539	役員賞与引当金	5,870
固定資産	5,976,618	そ の 他	614,755
有形固定資産	5,270,568	固定負債 社 債	1,769,616
建物及び構築物	1,423,297	性	50,000 1,262,226
		リース債務	144,602
機械装置及び運搬具	1,945,018	操延税金負債	130,143
土地	1,582,868	役員退職慰労引当金	27,329
リース資産	184,382	退職給付に係る負債	114,408
建設仮勘定	16,751	資産除去債務	33,943
その他	118,250	その他	6,963
無形固定資産	112,122	負 債 合 計 純 資 産	6,468,547
			の 部 8,774,513
$0 h \lambda$	64,785	M エ 貝 	405,900
その他	47,337		604,430
投資その他の資産	593,927	利益剰余金	7,898,972
投資有価証券	264,572	自己株式	△134,789
操延税金資産	125,742	その他の包括利益累計額	1,207,774
		その他有価証券評価差額金	62,791
退職給付に係る資産	47,467	為替換算調整勘定	1,144,982
そ の 他	156,144	純 資 産 合 計	9,982,288
資 産 合 計	16,450,835	負債・純資産合計	16,450,835

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年7月1日から) 2024年6月30日まで)

(単位:千円)

項 目	金	額
売 上 高		13,147,879
売 上 原 価		10,877,935
売 上 総 利 益		2,269,943
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,803,766
営 業 利 益		466,176
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13,665	
受 取 配 当 金	6,866	
為 益	76,796	
保 険 解 約 返 戻 金	26,626	
受 取 補 償 金	36,366	
そ の 他	54,912	215,233
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,747	
賃 貸 費 用	6,084	
そ の 他	14,982	43,814
経 常 利 益		637,596
税金等調整前当期純利益		637,596
法人税、住民税及び事業税	235,481	
法 人 税 等 調 整 額	△17,200	218,281
当期 純利益		419,314
親会社株主に帰属する当期純利益	419,314	

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (2024年6月30日現在)

(単位・壬田)

			(単位:千円)
資産の		負 債 <i>0</i>	の部
項目	金額	項 目	金額
流動資産	5,789,012	流動負債	4,071,972
現金及び預金	895,776	支 払 手 形	1,790
受 取 手 形	94,695	電子記録債務	928,715
電子記録債権	730,671	買掛金	881,004
売 掛 金	2,058,656	短 期 借 入 金 1年内償還予定の社債	1,400,000 50,000
商品及び製品	531,307	1年内返済予定の長期借入金	384,560
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	407,715	リース債務	3,019
原材料及び貯蔵品	498,654	未払金	171,549
		未 払 費 用	91,264
前払費用	18,252	未払法人税等	96,860
未 収 入 金	575,864	未払消費税等	30,351
その他	10,337	預り、サインス	21,152
	△32,919	役員賞与引当金	5,870
固定資産	4,855,943	その他 固定負債	5,836 1,042,535
有形固定資産	2,121,121	E 	50.000
建物	460,582	長期借入金	892,941
構築物	39,115	リース債務	6,246
機 械 及 び 装 置	662,390	繰延税金負債	42,815
車両運搬具	1,499	役員退職慰労引当金	16,162
工具、器具及び備品	60,837	資産除去債務 その他	28,243 6.127
土 地	867,222	<u>その他</u> 負債合計	5,114,508
リース資産	8,922		の 部
建設仮勘定	20,551	株主資本	5,468,418
無形固定資産	33,539	資本剰余金	405,900
ソフトウエア	2,298	資本剰余金	604,430
その他	31,241	資本準備金 その他資本剰余金	602,927 1,502
投資その他の資産	2,701,282	てい他貝本利赤並 利 益 剰 余 金	4,592,877
投資有価証券	261,569		12,500
関係会社株式	1,747,955	その他利益剰余金	4,580,377
出資金	20	別途積立金	3,151,000
関係会社出資金	534,566	_ 繰越利益剰余金	1,429,377
長期前払費用	2,054	自己株式	△134,789
前払年金費用	47,467	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	62,029 62,029
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	107,649	での他有価証券評価差額並 純資産合計	5,530,447
資産合計	10,644,956	負債・純資産合計	10,644,956
(注) 記載金額は、千円未満	<u> </u>		, ,

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年7月1日から) (2024年6月30日まで)

(単位:千円)

		(十四・113)
項 目	金	額
売上高		9,577,431
売 上 原 価		8,331,786
売 上 総 利 益		1,245,644
販売費及び一般管理費		1,071,730
営 業 利 益		173,914
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	66,151	
為替差益	67,060	
受 取 賃 貸 料	27,132	
受 取 補 償 金	36,366	
そ の 他	38,634	235,351
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,152	
社 債 利 息	351	
賃 貸 費 用	6,614	
支 払 補 償 費	9,783	
そ の 他	9,793	36,694
経 常 利 益		372,570
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	35,900	
関係会社貸倒引当金繰入額	32,919	68,820
税 引 前 当 期 純 利 益		303,750
法人税、住民税及び事業税	115,403	
法人税等調整額	△7,926	107,476
当期純利益		196,274

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年8月29日

株式会社三ツ知取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 名 古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 晴 久 業務執行社員 公認会計士 龄 木 晴 久 指定有限責任社員 公認会計士 加 納 俊 平 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三ツ知の2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三ツ知及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することに

ある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統

制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り

の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について

報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

一会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年8月29日

株式会社三ツ知取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 名 古屋事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 鈴 木 晴 久

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 加 納 俊 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三ツ知の2023年7月1日から2024年6月30日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一^{*}事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2024年8月30日

> 株式会社 三 ツ 知 監査等委員会 常勤監査等委員 石 黒 勝 邸 監 査 等 委 員 東 野 繁 幸 邸 監 査 等 委 員 小 川 洋 子 邸

(注) 監査等委員東野繁幸及び小川洋子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場のご案内

- □時 2024年9月26日(木曜日)午前10時
- 会場 ホテルプラザ勝川 2階 さくらの間 JR中央線勝川駅前(北口)

愛知県春日井市松新町1丁目5番地 電話:0568-36-2311



■交通のご案内

お車をご利用の場合



電車をご利用の場合



- ●名古屋第二環状自動車道勝川I.Cより約5分
- 東名高速道路春日井I.Cより約10分

契約駐車場(市営勝川駅前地下駐車場又はMAYパーク駐車場)をご利用ください。



株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。

脚株式会社 三 ツ 知





